ご　案　内

施設基準

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
平成１８年３月６日付厚生労働省告示第１０７号に基づく『厚生労働大臣の定める掲示事項』は下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

１．当院の地域包括ケア病棟（東病棟）では、１日に１３人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

・朝９時００分～夕方１６時３０分まで、看護職員１人当りの受持ち数は７人以内です。
・夕方１６時３０分～翌日９時００分まで、看護職員１人当りの受持ち数は２８人以内です。

２．当院の一般病棟（鷹取１病棟）では、１日に９人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

・朝９時００分～夕方１６時３０分まで、看護職員１人当りの受持ち数は８人以内です。
・夕方１６時３０分～翌日９時００分まで、看護職員１人当りの受持ち数は１８人以内です。

３．当院の精神科病棟（鷹取２病棟）では、１日に１１人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

・朝９時００分～夕方１６時３０分まで、看護職員１人当りの受持ち数は８人以内です。
・夕方１６時３０分～翌日９時００分まで、看護職員１人当りの受持ち数は２７人以内です。

４．当院の療養病棟（鷹取３病棟）では、１日に１０人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

・朝９時００分～夕方１６時３０分まで、看護職員及び看護補助者１人当りの受持ち数は８人以内です。
・夕方１６時３０分～翌日９時００分まで、看護職員及び看護補助者１人当りの受持ち数は２３人以内です。

・電子的診療情報連携体制整備加算３
・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関
・一般病棟入院基本料【急性期一般入院料６】（一般病棟（鷹取１病棟））
・療養病棟入院基本料【療養病棟入院料１】　注 11 経腸栄養管理加算
注 12 看護・患者ケア体制充実加算３　（療養病棟（鷹取３病棟））
・救急医療管理加算　・診療録管理体制加算２
・25 対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割以上）　注２夜間 100 対１急性期看護補助体制充実加算　注３夜間看護体制加算　注４看護補助体制充実加算２
・看護補助加算 2、看護補助体制充実加算２（精神科入院基本料を算定する場合）
・療養病棟療養環境加算１　・精神病棟入院時医学管理加算　・精神科身体合併症管理加算　・精神科慢性身体合併症管理加算　・口腔管理連携加算
・医療安全対策加算２　注２医療安全対策地域連携加算２
・感染対策向上加算２　注３連携強化加算　注４サーベイランス強化加算
・地域支援・医薬品供給対応体制加算１　　・データ提出加算１及び３
・入退院支援加算１　注７入院時支援加算　・精神科入退院支援加算
・認知症ケア加算２　・せん妄ハイリスク患者ケア加算　　・精神科急性期医師配置加算２のロ　・協力対象施設入所者入院加算
・地域包括ケア病棟入院料２　注５看護補助体制充実加算３（地ケア病棟（東病棟））
・精神科急性期治療病棟入院料１（精神病棟（鷹取２病棟））
・入院時食事療養（Ｉ）・入院時生活療養（Ｉ）
・がん性疼痛緩和指導管理料　・二次性骨折予防継続管理料１・２・３
・救急外来医学管理料３　・がん治療連携指導料　・こころの連携指導料Ⅱ
・薬剤管理指導料　・精神科退院時共同指導料２
・検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
・脳血管疾患等リハビリテーションⅡ　注３初期加算　注４急性期リハビリテーション加算　・廃用症候群リハビリテーションⅡ　注３初期加算　注４急性期リハビリテーション加算　・運動器リハビリテーションⅠ　注３初期加算　注４急性期リハビリテーション加算　・呼吸器リハビリテーションⅠ　注３初期加算　注４急性期リハビリテーション加算　　・精神科作業療法
・精神科ショートケア「小規模なもの」　・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
・抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料)
・医療保護入院等診療料　・輸血管理料Ⅱ　・輸血適正使用加算
・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・医科点数表第２章第１０部手術の通則 16 に掲げる手術[胃瘻造設術]
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）の注５
・入院ベースアップ評価料７５

令和８年 11 月現在

※ 当院は、入院時食事療養（Ｉ）および、入院時生活療養（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時【夕食においては夕方１８時以降】適温で提供しています。

明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。
明細書が不要な方は会計窓口へお申し出ください。

文書料

当院では、以下の文書料について、自費負担（消費税を含む）をお願いしています。

1）証明書	（１通） 1,650 円	2）診断書	（１通） 4,950 円
3）特殊診断書	（１通） 4,950 円	4）生命保険診断書	（１通） 7,700 円
5）年金診断書・一般	（１通） 5,500 円	6）年金診断書・精神	（１通）13,750 円
7）死亡診断書	（１通） 7,700 円	8）死亡証明書	（１通） 2,750 円

9）その他詳細は、医事課もしくは病棟師長にお尋ね下さい。

特定療養費に関する事項

1． 特別の療養環境の提供（差額室料）

種　　別	1日の室料(消費税含む)	病 室 番 号
特 別 室 使 用 料	11, 000円	東病棟特別室（717）
個 室 使 用 料	8, 800円	108　110　115　116
		208　210　212　213
	7, 700円	728
	6, 600円	312　313
		707　712　713　715　716
		721　726　727　730
2 人 室 使 用 料	2, 200円	708　710　711　725　731

この表中、108号～116号室は一般病棟（鷹取1病棟）です。
208号～213号室は精神科病棟（鷹取2病棟）です。
312号～313号室は療養病棟（鷹取３病棟）です。
707号～731号室は地域包括ケア病棟（東病棟）です。

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

一般病棟において、同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%は患者さんのご負担となります。当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者さんのご負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6）　・・・　一日につき 2,313 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
◎ 重症者病室に入院されている方
◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクＢ以上）
◎ 脊髄損傷等の重度障害者
◎ 人工呼吸器を使用されている方
◎ 人工透析を週 2 回以上実施されている方

＜この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。＞

なお、ご入院時に 3 ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定の方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で 180 日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

保険外費用に関する料金一覧

入院中以下の項目について、その利用量に応じた実費（消費税含む）のご負担をお願いしております。

ヘアカット（椅子・車椅子）	２，３００円	死亡診断書	７，７００円
ヘアカット（ストレッチャー）	３，０００円	死亡処置セット	１１，０００円
カミソリ（1 本）	３３円	付き添い食事（朝）	３８５円
洗濯費（1 日）	１３２円	付き添い食事（昼）	６６０円
洗濯費（月額）	３，８５０円	付き添い食事（夜）	６６０円
診断書料	４，９５０円	付き添い寝具ベッド	５５０円
証明書	１，６５０円	腹帯	１，１００円
生命保険診断書	７，７００円	Ｔ字帯	３３０円
年金診断書（一般用）	５，５００円	代行業務手数料	５５０円
年金診断書（精神科用）	１３，７５０円		
自立支援申請診断書	５，５００円		
精神手帳申請診断書	５，５００円		
成年後見人診断書	１３，７５０円		

湘　南　病　院